

私的契約児入所契約書

社会福祉法人慈光福祉会慈光保育園園長塩原智子（以下「甲」という）と _____
（以下「乙」という）は私的契約児の入所に関して本契約締結する。

（入所申込）

第1条 私的契約による保育入所申込書を甲に提出する。

（入所の承諾）

第2条 甲は、前条の申込書の提出を受けた場合は、その入所の承諾を決定し、入所を承諾する場合は、私的契約による入所承諾通知書、入所を承諾しない場合は私的契約による入所不承諾通知書により、当該申込書を提出した保護者に通知するものとする。

（保育の内容）

第3条 甲の承認を受けて保育所に入所した保育を必要としない児童（以下「私的契約児」という）の保育内容は、保育を必要とする児童と同様とする。

（開所時間・保育時間）

第4条 開所時間 午前7時30分～午後7時

2. 保育時間は、保育標準時間と保育短時間より選択するものとし、下記表の保育標準時間と保育短時間欄に ○印をするものとする。

	保育標準時間	午前8時～午後7時(11時間)
	保育短時間	午前8時～午後4時(8時間)

3. 保育標準時間及び保育短時間外（延長保育という）の保育時間は下記表の通り

保育標準時間	午前7時30分～午前8時	
保育短時間	午前7時30分～午前8時	午後4時～午後7時

（費用の負担）

第5条 乙は、4条2項で選択した保育時間により、下記月額保育料を当月末までに納入しなければならない。

保育時間	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
保育標準時間	78,240円	45,840円	41,040円
保育短時間	71,040円	39,240円	34,440円

2. 乙は、4条2項の保育時間を超え、4条3項の延長保育をした場合は、30分ごと以上児130円・未満児150円の延長保育料を、また、延長保育時間が午後5時30分以降となった場合は1回につき、おやつ代30円を延長保育料に加算し、前項の保育料と延長保育料を合算して納入するものとする。

(途中入所・途中退所の費用負担計算基準)

第5条 月の途中で、入退所した場合の費用の額は、1 か月を 30 日とした日割り計算で算出した額を月末または退所時までには納入しなければならない。

(退所届)

第6条 私的契約児が、退所する場合は、私的契約児退所届を園長に提出するものとする。

(その他)

第7条 保育に欠ける入所児童が定員（50 名）に達した場合は、保育申込み期間終了前であっても、定員に達したその月末に退所しなければならない。

2. この契約に定めていない事項については、その都、度甲・乙が協議の上処理するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書を 2 通作成し、甲・乙記名捺印の上各 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 住 所 飯田市宮の前4 4 1 0 番地 1

氏 名 社会福祉法人 慈光福祉会 慈光保育園
園 長 塩原 智子 ㊟

(乙) 住 所

氏 名 ㊟